

英国のEU離脱で変わることに

◆英国がついにEU離脱、2016年の英国民投票から3年半

英国が欧州連合（EU）から中央ヨーロッパ時間で2020年1月31日深夜12時、英国時間午後11時に離脱した。英国とEUは少なくとも12月31日までは、「脱退協定」に基づく「移行期間（transition period）」に入る。16年6月の国民投票結果を受け、17年3月にEU脱退を正式に通告してから離脱までには3年近い時間を要した。では離脱後に、何が変わり、何が変わらないのだろうか。

◆従来通り変わらないこともあり、年内は表面的には大きな変化はない

通貨やEU公用語は従来通りで変わらない。

①英国の通貨はポンドのまま

英国はEU加盟時代からユーロの導入を拒み続けてきたため、通貨は従来通りポンドのままとなる。

②EUの公用語には英語が残る

EUの公用語は加盟国の言語が用いられるが、英語が公用語の 아일랜드が残るので、英語は公用語のまま残る。



EU加盟国の地図 出典：EU MAG

一方で、移行期間中に限り、変わらないこともある。

③移行期間中は、英国はEUの規則に原則として従う

少なくとも、移行期間中の12月31日までは、英国はEUの各種取り決めに従うことになる。重要な項目としては下記のような事柄がある。

- 関税同盟および人・物・資本・サービスの移動の自由（4つの自由）を約束する単一市場内にとどまる
- EUの司法・内務政策が適用され続ける
- EU法違反手続きなど、EUの法執行メカニズムに従う
- EUが結んでいる全ての国際条約を尊重する（EUが排他的権限を持つ分野においては、明確にEUから許諾を得ない限り、新たな合意はできない）

④英国がEU加盟国として誓約した分担金は引き続き支払う

現行の多年次財政枠組み（14年～20年）への拠出をはじめ、欧州投資銀行、欧州中央銀行、EU信託基金、欧州開発基金なども該当する。

⑤英国居住のEU市民とEU居住の英国人の権利は従来どおり保護される

英国、EUに居住する一般市民や消費者、企業、投資家、学生、研究者など、移行期間中はこれまでと変わりはない権利を有する。ただし、英国居住のEU市民は、新たに居住登録の手続きが必要になる。

◆EUにとっての大きな変化は、加盟国が27カ国へと初めての減少すること

EUにとり大きく変わることは、英国という大国が抜けた後の規模の縮小だ。

①加盟国は27カ国へ、増加の一途から初の減少へ

EU加盟国は27カ国となり、英国が加盟していた時の人口5億人超えから4.45億人へと減少する。それでもGDPでは、日本の3倍近くの13.6兆ドルを擁する巨大な経済圏だ。次なる離脱国を出さないためにもEU域内での結束がより一層求められると同時に、将来的な加盟国の増加を見込む。

EUと他の国との比較

	EU27カ国	日本	アメリカ合衆国	中国
面積（万km ² ）	399.8	36.5	914.7	938.8
人口（2019年、億人）	4.45	1.27	3.29	14.34
国（域）内総生産 （名目GDP、2017年、米ドル）	13兆6,423億	4兆8,412億	19兆4,171億	11兆7.953億

出典：EU MAG worldometers, GDPはInternational Monetary Fund,

World Economic Outlook Database, April 2019を基に算出

②欧州議会は議員人数を変更、英国分は他国と将来加盟国へ振り分け

英国は、EUの意思決定には参加せず、主要機関をはじめ専門機関・庁、事務所などに代表を送らなくなる。

例えば欧州議会では、英国選出議員の73議席が空席となり、そのうちの27議席は人口比補正のために14カ国に振り分けられ*、欧州議会の総議席数は705に削減された。残りの46議席は、将来の拡大に備えて留保しておく。

*フランスとスペインが5議席増、イタリアとオランダが3議席増、アイルランドが2議席増、デンマーク、クロアチア、ルーマニア、エストニア、フィンランド、オーストリア、スウェーデン、スロヴァキア、ポーランドが1議席増

③英国からEU域内への企業の拠点の移動、EUは企業や研究者を誘致

EU域内でのビジネス円滑化のため、既にロンドンからパリ、フランクフルト、ダブリンなどへ拠点を移したり、EU域内に新たな拠点を設ける企業が見られる。たとえば金融分野では、EU加盟国の1ヵ所で許可を得れば域内どこでも通用した「シングルパスポート」が、英国での取得では将来的に通用しなくなるためだ。フランクフルトの金融業界では21年末までに約3,500人の新規雇用が創出される見通しだと報じられている。

◆英国とEUの取り決めの今後と影響

①移行期間の延長はあるのか、両者の合意があれば2年延長も可能だが

EUと英国は移行期間中に、通商関係を含む双方の将来関係について詳細を定める必要がある。移行期間は12月31日までとなっているが、7月1日までにEU・英国双方が合意すれば、1回のみ1年か2年延ばすことができる。

EU側は、1年にも満たない短期間での通商合意は難しいとしているが、ジョンソン首相率いる英国側は、延長はせず年末までとしている。というのも、前述のように、移行期間中は、EUの議会や委員会へは英国の代表を送ることができず意思決定過程に加わることができないにも関わらず、EUの決めたルールには従うことが科せられているからだ。主権を取り戻したい英国は、一刻も早く移行期間から抜け出したい。交渉がもつれば、時間切れとなり、そのまま合意なき離脱状態となるリスクはこの後も続く。

②離脱後の交渉の論点は何か、いずれも難問でこれからが議論のスタート

大きな論点は「貿易交渉」、とりわけ「関税」の扱いだ。これまでEU域内で自動車の組み立てなどを行い域内で販売していた企業にとっては、関税の有無は重要な問題だ。同様に金融に強い英国は「金融分野」でのEU域内でのアクセスを要求するが、EU側は「いいとこどりは許さない」という姿勢を貫いている。英国側が切るカードの1つは、「漁業権」だ。英国近海は欧州有数の豊かな漁場で、EUの漁業者に制限がかかるとEU側には打撃だ。その他には、「規制やルール」がある。食品安全基準や自動車規格、環境、医療分野などでの規制の緩和・導入・強化は新たな障壁となる可能性がある。EUという仲間から競争相手になった両者間の難問解決はこれからが本番だ。

【赤山英子】